彩の国
埼玉県



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

令和８年版

計量業務実績概要

（令和７年度事業）

埼玉県計量検定所

はじめに

計量に関する制度は、経済、産業、文化、消費生活及び教育等、社会における基本的な制度の一つであり、国民生活の利便と安全の確保を通じ、経済の発展及び文化の向上に資するものです。

計量制度の柱となるのが計量法であり、埼玉県計量検定所では、法に基づき正確な計量器の供給と適正な計量の実施を確保するため、様々な活動を行っています。

本書は、令和７年度に検定所が行った業務の実績をまとめたものです。業務内容を御理解いただくとともに、参考資料として御利用いただければ幸いです。

令和８年１０月

埼玉県計量検定所長

深野　成昭

目　　次

第１　あらまし

１　所掌事務 …… 1
２　沿革 …… 1
３　所在地・敷地・建物 …… 2
４　担当別職員構成 …… 3
５　組織と事務分掌 …… 3
６　歳入・歳出 …… 4
(1) 歳入実績 …… 4
(2) 歳出実績 …… 5

第２　業　　務

１　検定、装置検査及び基準器検査 …… 6
(1) 検定個数及び手数料 …… 6
(2) 基準器検査実績 …… 7
(3) 器種別検定等実績 …… 7
(4) 検定等及び基準器検査の年度別推移 …… 8
２　定期検査 …… 9
(1) 定期検査概況 …… 9
(2) 定期検査総括表 …… 10
(3) 定期検査集計表 …… 11
ア　県による検査 …… 11
(ｱ) 集合検査 …… 11
(ｲ) 巡回検査 …… 12
(ｳ) 巡回検査　電気式その他 …… 13
イ　指定定期検査機関による検査 …… 15
(ｱ) 電気式はかり …… 15
(ｲ) 中型はかり …… 16
(ｳ) 大型はかり …… 17
(4) 定期検査の年度別推移 …… 18
３　計量証明検査 …… 19
(1) 検査総括表 …… 19
(2) 検査集計表(指定計量証明検査機関による検査) …… 20
(3) 検査年度別推移 …… 21
４　計量士による代検査及び適正計量管理事業所における検査 …… 22
(1) 代検査総括表 …… 22
(2) 代検査集計表 …… 23
ア　定期検査に代わる計量士による検査 …… 23
イ　計量証明検査に代わる計量士による検査 …… 24
(3) 適正計量管理事業所の検査集計表 …… 24

(4) 代検査及び適正計量管理事業所の検査の年度別推移 …… 25
5 立入検査 …… 26
(1) 商品量目立入検査(食品小売店舗) …… 26
(2) 質量計の立入検査 …… 27
(3) 検定有効期間付き計量器の立入検査 …… 27
(4) ガスメーター書類帳簿検査 …… 27
(5) 登録事業者等の立入検査 …… 28
6 登録及び届出 …… 28
(1) 計量士の登録 …… 28
(2) 計量関係事業者の登録及び届出 …… 29
(3) 質量標準管理マニュアルの届出 …… 29
7 適正計量管理事業所の指定等 …… 30
8 計量相談等 …… 30
9 計量思想の普及・啓発事業 …… 30
(1) イベント等の開催 …… 30
(2) 計量強調月間 …… 30
10 会議・講習会等 …… 31
(1) 定期検査に係る事前調査説明会 …… 31
(2) 埼玉県・特定市計量行政連絡協議会 …… 31
(3) 主任計量者試験 …… 31

第3 参考資料

1 検定検査設備等の保有状況 …… 32
(1) 基準器 …… 32
(2) 主な検定検査用具等 …… 33
2 製造・修理事業届出状況 …… 34
3 特定市等の状況 …… 35
(1) 計量事務の権限移譲状況 …… 35
(2) 特定市の定期検査の実施対象地域 …… 35
4 計量団体 …… 36

第１　あらまし

１　所掌事務

埼玉県計量検定所は、埼玉県計量検定所設置条例（平成５年11月１日埼玉県条例第４８号）により設置され、埼玉県行政組織規則に基づき、次の事務を所掌している。

(1) 特定計量器の検定及び装置検査並びに基準器検査に関すること。
(2) 特定計量器の定期検査及び計量証明検査に関すること。
(3) 正確な特定計量器等の供給の確保に関すること。
(4) 計量思想の普及に関すること。
(5) 前各号のほか、適正な計量の実施の確保に関すること。

２　沿　　革

明治８年　度量衡取締条例の制定（８月５日）に伴い、業務を開始した。
明治24年　度量衡法（明治24年３月23日法律第３号公布・明治26年１月１日施行）の制定に伴い、埼玉県度量衡検定所を設置した。
昭和18年　浦和市常盤８－１－２に独立庁舎を建設、昭和19年10月に移転した。
昭和27年　計量法（昭和26年法律第２０７号公布・昭和27年３月１日施行）の制定に伴い、名称を埼玉県計量検定所と改めた（３月１日）。
昭和31年　埼玉県訓令第２２号により、地方行政機関となった。
昭和32年　庶務係及び計量係を新設（12月１日）。
昭和35年　行政組織規則の改正に伴い、係制を課制に改めた。
昭和38年　庶務課、計量第一課、計量第二課の３課制となった。
昭和41年　浦和市沼影256－１に新庁舎を建設し、移転（４月11日）。同時に計量第三課を設け、４課制（５月１日）となった。
昭和43年　次長制を新設。
昭和44年　計量第四課を設け、５課制となった。
昭和50年　行政組織規則の改正（５月１日）に伴い、課名を庶務課、指導課、検査課、検定第一課及び検定第二課と改めた。
昭和51年　行政組織規則の改正（９月１日）に伴い、工業振興課に計量規格係が新設され、計量士の登録、計量器使用事業場の指定、計量特定市の推進及び計量思想の普及の事務を移管した。
昭和55年　行政組織規則の改正（４月１日）に伴い、工業振興課の計量規格係が廃止され、計量士の登録計量器使用事業場の指定及び計量思想の普及の事務を移管された。
昭和59年　大宮市櫛引町２－254－１に新庁舎を建設し、移転（12月25日）
昭和62年　主任計量検定員（係長級）を新設した。
平成５年　計量法全部改正（平成４年５月20日法律第５１号公布・平成５年11月１日施行）に伴い、埼玉県計量検定所設置条例（平成５年11月１日・埼玉県条例第４８号）が制定された。
平成12年　地方分権一括法の施行に伴い、埼玉県計量法関係手数料条例（平成12年３月24日・埼玉県条例第３１号）が制定された。行政組織規則の改正（４月１日）に伴い、課制を担当制に改めた。
平成14年　社団法人埼玉県計量協会を、新たに指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関に指定した（３月26日）。行政組織規則の改正（４月１日）に伴い、総務担当、企画指導担当、検査検定担当の３担当制となった。

平成19年　行政組織規則の改正（4月1日）に伴い、総務・企画指導担当、検査検定担当の2担当制となった。

平成22年　行政組織規則の改正（4月1日）に伴い、立入検査・登録指導担当、検査検定担当の2担当制となった。



計量検定所旧庁舎

（昭和41年～昭和59年）

浦和市沼影（現 さいたま市南区）に所在。

計量器製造メーカーの県内転入に伴う業務量の増加に対応するため、床面積が移転前の297㎡から1,738㎡と、大幅に拡充された。

3　所在地・敷地・建物

所 在 地　さいたま市北区櫛引町２丁目２５４番地１　　敷地面積：　3,151.22　㎡

建　　物　［本館］鉄筋コンクリート造３階建（一部鉄骨造平屋建）　1,973.6　㎡

［別棟］鉄骨造平屋建（タクシーメーター装置検査）　175.1　㎡

検 査 場　［タクシーメーター装置検査場］

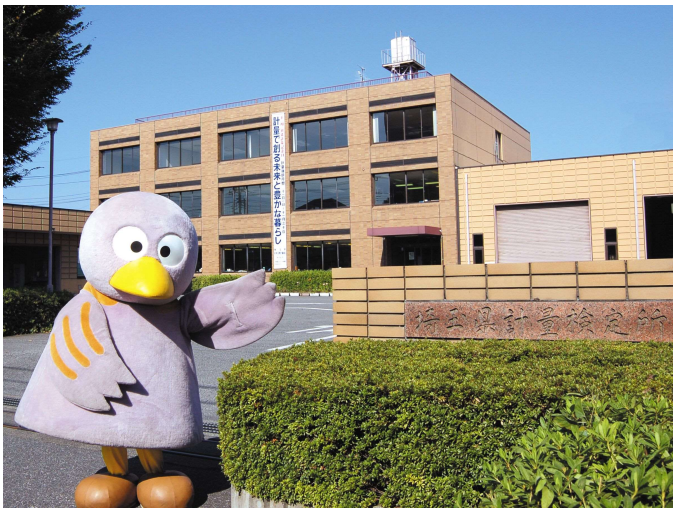
所在地　熊谷市大字久保島６８２－１（籠原タクシー有限会社敷地内）

建物 40.0 ㎡（借り上げ）

（昭和59年～現在）

東北新幹線の建設に伴い、旧庁舎の敷地が鉄道用地となったため、現在地に移転した。

「コバトン」は平成17年１月から、県内各地で活躍している。



計量検定所現庁舎と埼玉県マスコット「コバトン」

4　担当別職員構成

（令和８年４月１日現在）

			立入検査・登録指導担当		検査検定担当		計		合計
	事務	技術	事務	技術	事務	技術	事務	技術	
所長	1						1		1
担当部長				1		3		4	4
担当課長			1	1		2	1	3	4
主任			1	2		2	1	4	5
主事									
技師						1		1	1
主任専門員						1		1	1
計	1		2	4		9	3	13	16
合計	1		6		9		16		

5　組織と事務分掌

埼玉県産業労働部 ― イノベーション創造課 ― 計量検定所

所長

立入検査・登録指導担当

担当部長(技) 1 ― 担当課長 2 一般職員 3

1 計量関係事業の登録・届出
2 計量士の登録等
3 適正計量管理事業所の指定等
4 指定製造事業者の制度の推進
5 立入検査（質量計を除く）
6 計量思想の普及
7 計量団体の指導育成
8 地方分権
9 国等の計量行政協議会
10 その他計量事業の推進に関すること
11 予算、決算、経理事務
12 人事事務
13 研修事務
14 物品・公有財産事務
15 公用自動車の運行、管理事務
16 被服貸与事務
17 文書・照会・回答・受付対応事務

検査検定担当

担当部長(技) 3 ― 担当課長 2 一般職員 4

1 特定計量器の検定（質量計、体温計、血圧計、燃料油メーター、液化石油ガスメーター、圧力計、タクシーメーターの装置検査）
2 基準器検査
3 定期検査
4 計量証明検査
5 実用基準分銅の調整
6 検査済証印・検査器具の管理
7 検定証印類、用具類の管理
8 質量標準管理マニュアル
9 立入検査（質量計）

６　歳入・歳出

（１）歳入実績　　（単位：円）

手数料＼年度		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
登録等手数料	証明事業登録手数料	486,900	162,300	162,300	216,400	108,200
	証明事業登録証の訂正・再交付	16,650	18,500	14,800	7,400	9,250
	証明事業の登録簿謄本の交付	32,760	31,920	30,240	42,840	35,280
	証明事業の登録簿の閲覧	0	0	0	0	0
	適正計量管理事業所指定手数料	0	0	0	0	0
	適正計量管理事業所検査手数料	0	0	0	0	0
	指定製造事業の指定検査手数料	0	0	0	0	0
	小計　①	536,310	212,720	207,340	266,640	152,730
定期検査	集合検査手数料	1,509,650	1,487,070	1,364,780	1,299,690	1,151,700
	巡回検査手数料	1,316,700	1,357,100	222,800	359,350	258,460
	小計　②	2,826,350	2,844,170	1,587,580	1,659,040	1,410,160
証明検査手数料　③		0	0	0	0	0
検定手数料　④		7,599,870	6,387,010	6,114,700	4,532,710	4,130,500
装置検査手数料　⑤		4,223,050	4,134,720	4,119,390	4,155,890	4,254,440
基準器検査手数料　⑥		612,780	484,100	841,360	1,621,080	292,900
商工業手数料（①～⑥計）		15,798,360	14,062,720	12,870,370	12,235,360	10,240,730
行政財産使用料		949,895	939,643	998,651	1,050,224	1,106,429
土地建物貸付収入		32,910	31,527	35,069	43,715	41,978
雑入		0	4,603	0	0	78,114
合計		16,781,165	15,038,493	13,904,090	13,329,299	11,467,251

（２）歳出実績　　（単位：円）

科目＼年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
総務費	1,546,612	439,482	836	160,877	4,350
一般管理費	1,375,530	0	0	0	0
12　役務費	33,530	0	0	0	0
18　備品購入費	1,342,000	0	0	0	0
人事管理費	1,682	1,682	836	2,598	4,350
9　旅費	1,682	1,682	836	2,598	4,350
財産管理費	169,400	437,800	0	158,279	0
11　需用費	169,400	437,800	0	99,979	0
12　役務費	0	0	0	58,300	0
商工費	25,285,710	28,649,449	36,088,983	48,029,280	37,843,925
商工総務費	36,405	48,539	239	0	61,668
4　共済費	36,405	48,539	239	0	61,668
計量検定費	25,249,305	28,600,910	36,088,744	48,029,280	37,782,257
9　旅費	799,740	1,464,572	1,282,057	801,234	590,255
11　需用費	4,790,740	4,237,435	5,042,995	5,629,517	4,788,132
12　役務費	2,483,534	2,386,089	2,643,872	1,625,860	2,284,134
13　委託料	16,669,841	17,321,785	20,836,740	20,960,723	29,669,900
14　使用料及び賃借料	343,650	377,339	352,850	348,086	361,736
18　備品購入費	0	2,226,400	5,818,340	18,471,860	0
19　負担金補助及び交付金	137,000	494,790	94,390	82,500	65,800
27　公課費	24,800	92,500	17,500	109,500	22,300
合計	26,832,322	29,088,931	36,089,819	48,190,157	37,848,275

第2　業　　務

1　検定、装置検査及び基準器検査

計量法は、取引・証明に使用される計量器又は一般生活に使用されるもので、適正な計量を確保することが、社会的に特に求められる計量器を「特定計量器」として政令で指定し、検定等を受け合格しなければ使用することができないこととしている。（計量法第16条）

この検定等の実施機関として、国、都道府県、日本電気計器検定所及び指定検定機関があり、検定に合格した特定計量器には、検定証印（下図参照）が付される。（計量法第70～72条）

装置検査はタクシーメーターについて行う検査で、検定と同様これに合格したものには装置検査証印（下図参照）が付される。（計量法第75条）

また、基準器は、特定計量器の検定、定期検査等に使用されるもので、基準器検査に合格したものには、基準器検査証印（下図参照）が付されるとともに、基準器検査成績書が交付される。（計量法第102～105条）

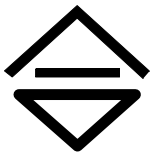
○　検定証印



○　装置検査証印



○　基準器検査証印



（１）検定個数及び手数料

区分／器種		検定個数	不合格個数	不合格率(%)	検定手数料(円)	所内検定 個数	所内検定 割合(%)	所在場所検定 個数	所在場所検定 割合(%)
タクシーメーター		5,828	7	0.1	4,254,440	5,376	92.2	452	7.8
質量計	はかり	333	2	0.6	742,350	9	2.7	324	97.3
	分銅類	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0
	小計	333	2	0.6	742,350	9	2.7	324	97.3
ガラス製体温計		0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0
抵抗体温計		3,745	1	0.0	449,400	45	1.2	3,700	98.8
燃料油メーター		1,040	8	0.8	2,254,650	0	0.0	1,040	100.0
液化石油ガスメーター		39	2	5.1	257,400	0	0.0	39	100.0
圧力計	一般圧力計	611	2	0.3	61,100	0	0.0	611	100.0
	血圧計	2,285	0	0.0	365,600	600	26.3	1,685	73.7
	小計	2,896	2	0.1	426,700	600	20.7	2,296	79.3
合計		13,881	22	0.2	8,384,940	6,030	43.4	7,851	56.6

（２）基準器検査実績

種類	検査個数	不合格個数	不合格率（%）	手数料(円)
ﾀｸｼｰﾒｰﾀｰ装置検査用基準器	2	0	0.0	0
基準台手動はかり	0	0	0.0	0
一級基準分銅	50	0	0.0	67,900
二級基準分銅	147	0	0.0	154,120
三級基準分銅	76	0	0.0	43,280
液体メーター用基準タンク	2	0	0.0	27,600
基準面積板	0	0	0.0	0
合計	277	0	0.0	292,900

（３）器種別検定等実績

区分＼項目	種類		検定個数	不合格 個数	不合格 率（%）
タクシーメーター	タクシーメーター		5,828	7	0.1
質量計	電気式はかり		330	2	0.6
	手動天びん		0	0	0.0
	等比皿手動はかり		0	0	0.0
	棒はかり		0	0	0.0
	その他の手動はかり		3	0	0.0
	指示はかり		0	0	0.0
	手動指示併用はかり		0	0	0.0
	その他の指示はかり		0	0	0.0
	分銅		0	0	0.0
	定量増おもり		0	0	0.0
	定量おもり		0	0	0.0
	小計		333	2	0.6
温度計	ガラス製体温計		0	0	0.0
	抵抗体温計		3,745	1	0.0
	小計		3,745	1	0.0
体積計	燃料油メーター	自動車等給油メーター	730	5	0.7
		小型車載燃料油メーター	260	3	1.2
		大型車載燃料油メーター	48	0	0.0
		定置燃料油メーター	1	0	0.0
		簡易燃料油メーター	1	0	0.0
		小計	1,040	8	0.8
	液化石油ガスメーター		39	2	5.1
	水道メータ		0	0	0.0
	小計		1,079	10	0.9
アネロイド型圧力計	血圧計以外のアネロイド型圧力計		611	2	0.3
	アネロイド型血圧計		2,285	0	0.0
	小計		2,896	2	0.1
合計			13,881	22	0.2

（４）検定等及び基準器検査の年度別推移

ア 検定等

区分＼年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
検定手数料（円）		10,521,730	10,234,090	8,688,600	8,384,940
検定個数		17,801	26,937	21,292	13,881
器種別内訳	タクシーメーター	5,664	5,643	5,693	5,828
	質量計	462	219	137	333
	ガラス製体温計	0	9,594	8,555	0
	抵抗体温計	3,669	1,072	104	3,745
	燃料油メーター	1,769	1,726	1,230	1,040
	液化石油ガスメーター	28	29	37	39
	アネロイド型圧力計	614	580	542	611
	アネロイド型血圧計	5,595	8,074	4,994	2,285

イ 基準器検査

区分＼年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
検査手数料（円）	484,100	968,360	1,621,080	292,900
検査個数	276	457	520	277

2　定期検査

特定計量器のうち、取引・証明に使用される「はかり」は２年に１回、「皮革面積計」は１年に１回、都道府県等の定期検査が義務づけられている。（計量法第19条）令和７年度は、県内の行政区域をＡ地区、Ｂ地区とに２分割したB地区の16市8町において定期検査を実施した。

なお、電気式はかり及びひょう量が２５０ｋｇを超える電気式以外のはかりは、(一社)埼玉県計量協会を指定定期検査機関に指定し、検査業務を委託して実施した。

また、さいたま市、川越市、越谷市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市及び草加市については特定市であり、定期検査を市において実施している。

検査に合格したはかりには、合格シールを貼付し、不合格であったものについては、「検定証印等」を除去し、「不合格シール」を貼付すると共に、不合格通知書を交付して、不適正計量器の使用排除に努めた。

○「合格シール」



検査年月を表示

○「不合格シール」



シール下欄の’25は、実施年の末尾の数
添え数字12は、実施月を表す。

（１）　定期検査概況

ア　県による検査

(ｱ)　集合検査

集合検査は、市役所・公民館など、あらかじめ指定した場所にはかりを持参してもらい行う検査で、検査車を使用して延べ63日間実施した。

(ｲ)　巡回検査

事業者の協力を得て行う検査。宅配便の取次のはかり等を宅配便の事業所等に集めてもらい、そこに職員が出張して行う検査で、実日数11日間実施した。

(ｳ)　巡回検査　電気その他

集合検査会場で検査に時間を要するはかり及び、ひょう量が250kg以下の電気式はかりを対象として、指定定期検査機関と協議し、県が実施した検査で、実日数11日間実施した。

イ　指定定期検査機関による検査

(ｱ)　電気式はかりの検査

ひょう量150kg以下の電気式はかりを使用している一般商店（肉店、魚店など）など1,744事業所について実施した。

(ｲ)　中型はかりの検査

ひょう量150kgを超える電気式はかり及び250kgを超える機械式はかりを使用している684事業所について実施した。

(ｳ)　大型はかりの検査

トラックスケールなどを使用している41事業所について実施した。
なお、検査は、検重車（クレーン、分銅を装備した大型車）を使用して行った。

（２） 定期検査総括表

ア　県による検査

区　　分	検査日数	検査戸数	検査個数	不合格数	不合格率（%）	手数料（円）
集合検査	63	1,346	3,145	5	0.2	1,151,700
巡回検査	11	236	258	2	0.8	154,800
巡回検査電気その他	11	73	122	0	0.0	103,660
合　　計	85	1,655	3,525	7	0.2	1,410,160

（注）１　集合検査の日数は、検査車を使用して実施した日数とする。
　　２　巡回検査の日数は、実日数とする。
　　３　分銅類は、検査個数に含む。

イ　指定定期検査機関による検査

区　　分	検査日数	検査戸数	検査個数	不合格数	不合格率（%）	手数料（円）
電気式はかり	252.0	1,744	3,198	32	1.0	5,371,300
中型はかり	100.9	684	2,817	77	2.7	4,330,390
大型はかり	24.0	41	46	2	4.3	2,055,500
合　　計	376.9	2,469	6,061	111	1.8	11,757,190

（注）　分銅類は、検査個数に含む。

（３）定期検査集計表
ア　県による検査
(ｱ)　集合検査

実施区域	検査日数	検査戸数	はかり																分銅類										合計		
			指示はかり		手動指示併用はかり		手動天びん		等比皿手動はかり		棒はかり		その他の手動はかり		電気式はかり		小計		分銅		定量増おもり		定量おもり		小計						
			検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	同左率(%)	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	同左率(%)	検査個数	不合格数	同左率(%)
行田市	3	62	66	0	4	0	0	0	0	0	0	0	17	0	0	0	87	0	0.0	20	0	93	0	0	0	113	0	0.0	200	0	0.0
加須市	6	113	121	1	2	0	0	0	0	0	0	0	33	0	0	0	156	1	0.6	10	0	166	0	0	0	176	0	0.0	332	1	0.3
本庄市	4	97	100	0	1	0	0	0	2	0	0	0	20	0	2	0	125	0	0.0	24	0	102	0	0	0	126	0	0.0	251	0	0.0
羽生市	3	51	73	0	0	0	0	0	0	0	1	0	7	0	5	0	86	0	0.0	0	0	34	0	1	0	35	0	0.0	121	0	0.0
鴻巣市	5	89	98	0	0	0	0	0	0	0	1	0	21	0	4	0	124	0	0.0	0	0	94	0	1	0	95	0	0.0	219	0	0.0
深谷市	7	143	185	0	2	0	0	0	1	0	1	0	30	1	1	0	220	1	0.5	20	0	156	0	1	0	177	0	0.0	397	1	0.3
上尾市	5	152	193	1	4	0	0	0	0	0	0	0	10	0	8	0	215	1	0.5	23	0	43	0	0	0	66	0	0.0	281	1	0.4
桶川市	2	48	56	0	2	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	65	0	0.0	10	0	36	0	0	0	46	0	0.0	111	0	0.0
久喜市	4	85	80	0	3	0	0	0	1	0	0	0	15	0	4	0	103	0	0.0	23	0	71	0	0	0	94	0	0.0	197	0	0.0
北本市	2	47	52	1	2	0	0	0	0	0	2	0	5	0	1	0	62	1	1.6	10	0	23	0	2	0	35	0	0.0	97	1	1.0
八潮市	2	31	28	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4	0	2	0	35	0	0.0	5	0	19	0	0	0	24	0	0.0	59	0	0.0
三郷市	4	61	63	0	2	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	68	0	0.0	11	0	11	0	1	0	23	0	0.0	91	0	0.0
蓮田市	2	33	33	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	36	0	0.0	10	0	0	0	0	0	10	0	0.0	46	0	0.0
幸手市	2	51	58	1	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	2	0	69	1	1.4	0	0	37	0	0	0	37	0	0.0	106	1	0.9
吉川市	2	32	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	1	0	52	0	0.0	0	0	58	0	0	0	58	0	0.0	110	0	0.0
白岡市	1	16	13	0	2	0	0	0	0	0	0	0	3	0	1	0	19	0	0.0	11	0	17	0	0	0	28	0	0.0	47	0	0.0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－	0	0	0	0	0	0	0	0	－	0	0	0.0
市部計	54	1,111	1,258	4	27	0	0	0	4	0	6	0	195	1	32	0	1,522	5	0.3	177	0	960	0	6	0	1,143	0	0.0	2,665	5	0.2
伊奈町	1	31	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	37	0	0.0	0	0	5	0	0	0	5	0	0.0	42	0	0.0
美里町	1	36	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	46	0	0.0	0	0	55	0	0	0	55	0	0.0	101	0	0.0
神川町	1	23	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	26	0	0.0	0	0	5	0	0	0	5	0	0.0	31	0	0.0
上里町	1	31	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	1	0	40	0	0.0	0	0	21	0	0	0	21	0	0.0	61	0	0.0
寄居町	2	46	49	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	58	0	0.0	0	0	49	0	0	0	49	0	0.0	107	0	0.0
宮代町	1	25	22	0	0	0	0	0	1	0	0	0	4	0	0	0	27	0	0.0	8	0	18	0	0	0	26	0	0.0	53	0	0.0
杉戸町	1	29	28	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4	0	1	0	34	0	0.0	5	0	20	0	0	0	25	0	0.0	59	0	0.0
松伏町	1	14	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	15	0	0.0	0	0	11	0	0	0	11	0	0.0	26	0	0.0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－	0	0	0	0	0	0	0	0	－	0	0	0.0
町村部計	9	235	244	0	1	0	0	0	1	0	0	0	35	0	2	0	283	0	0	13	0	184	0	0	0	197	0	0	480	0	0
合計	63	1,346	1,502	4	28	0	0	0	5	0	6	0	230	1	34	0	1,805	5	0	190	0	1,144	0	6	0	1,340	0	0	3,145	5	0.2

注 1　実施区域で「その他」とは、検査該当年以外の周期に受検した市又は町村の区域の受検者を表す。

(イ)　巡回検査

実施区域	検査戸数	はかり															分銅類									合計		
		指示はかり		手動天びん		等比皿手動はかり		棒はかり		その他の手動はかり		電気式はかり		小計			分銅		定量増おもり		定量おもり		小計					
		検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	同左率(%)	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	同左率(%)	検査個数	不合格数	同左率(%)
行田市	11	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	−	12	0	0.0
加須市	15	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	−	19	0	0.0
本庄市	11	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	−	12	0	0.0
羽生市	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	−	5	0	0.0
鴻巣市	15	16	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	1	6.3	0	0	0	0	0	0	0	0	−	16	1	6.3
深谷市	10	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	−	11	0	0.0
上尾市	14	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	−	14	0	0.0
桶川市	4	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	−	6	0	0.0
久喜市	23	25	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	1	4.0	0	0	0	0	0	0	0	0	−	25	1	4.0
北本市	6	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	−	7	0	0.0
八潮市	33	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	−	34	0	0.0
三郷市	27	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	−	31	0	0.0
蓮田市	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	−	6	0	0.0
幸手市	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	−	5	0	0.0
吉川市	15	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	−	15	0	0.0
白岡市	9	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	−	10	0	0.0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	−	0	0	0	0	0	0	0	0	−	0	0	−
市部計	209	228	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	228	2	0.9	0	0	0	0	0	0	0	0	−	228	2	0.9
伊奈町	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	−	3	0	0.0
美里町	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	−	2	0	0.0
神川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	−	0	0	0	0	0	0	0	0	−	0	0	−
上里町	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	−	5	0	0.0
寄居町	6	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	−	8	0	0.0
宮代町	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	−	4	0	0.0
杉戸町	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	−	3	0	0.0
松伏町	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	−	5	0	0.0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	−	0	0	0	0	0	0	0	0	−	0	0	−
町村部計	27	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	−	30	0	0.0
合計	236	258	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	258	2	0.8	0	0	0	0	0	0	0	0	−	258	2	0.8

※検査日数については、実日数１１日

(ｳ)　巡回検査　電気その他

実施区域	検査戸数	はかり															分銅類									合計		
		指示はかり		手動天びん		等比皿手動はかり		棒はかり		その他の手動はかり		電気式はかり		小計			分銅		定量増おもり		定量おもり		小計					
		検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	同左率(%)	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	同左率(%)	検査個数	不合格数	同左率(%)
行田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－	0	0	0	0	0	0	0	0	－	0	0	－
加須市	12	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	14	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	－	14	0	0.0
本庄市	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	－	7	0	0.0
羽生市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－	0	0	0	0	0	0	0	0	－	0	0	－
鴻巣市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－	0	0	0	0	0	0	0	0	－	0	0	－
深谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－	0	0	0	0	0	0	0	0	－	0	0	－
上尾市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	－	1	0	0.0
桶川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－	0	0	0	0	0	0	0	0	－	0	0	－
久喜市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－	0	0	0	0	0	0	0	0	－	0	0	－
北本市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－	0	0	0	0	0	0	0	0	－	0	0	－
八潮市	7	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	－	9	0	0.0
三郷市	10	12	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	13	0	0.0	0	0	6	0	0	0	6	0	0.0	19	0	0.0
蓮田市	10	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	－	15	0	0.0
幸手市	12	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	－	25	0	0.0
吉川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－	0	0	0	0	0	0	0	0	－	0	0	－
白岡市	14	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	0	32	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	－	32	0	0.0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－	0	0	0	0	0	0	0	0	－	0	0	－
市部計	73	87	0	0	0	0	0	0	0	1	0	28	0	116	0	0.0	0	0	6	0	0	0	6	0	0.0	122	0	0.0
伊奈町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－	0	0	0	0	0	0	0	0	－	0	0	－
美里町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－	0	0	0	0	0	0	0	0	－	0	0	－
神川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－	0	0	0	0	0	0	0	0	－	0	0	－
上里町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－	0	0	0	0	0	0	0	0	－	0	0	－
寄居町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－	0	0	0	0	0	0	0	0	－	0	0	－
宮代町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－	0	0	0	0	0	0	0	0	－	0	0	－
杉戸町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－	0	0	0	0	0	0	0	0	－	0	0	－
松伏町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－	0	0	0	0	0	0	0	0	－	0	0	－
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－	0	0	0	0	0	0	0	0	－	0	0	－
町村部計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－	0	0	0	0	0	0	0	0	－	0	0	－
合計	73	87	0	0	0	0	0	0	0	1	0	28	0	116	0	0.0	0	0	6	0	0	0	6	0	0.0	122	0	0.0

※検査日数については、実日数１１日

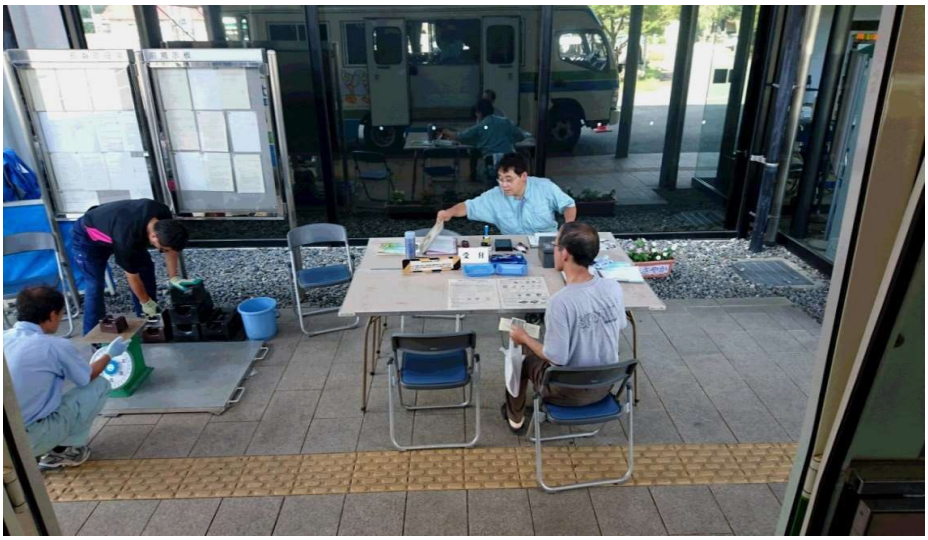


機械式はかりの定期検査

上段：検査会場と移動検査車

中段：受付状況

下段：検査状況





イ　指定定期検査機関による検査

（ア）電気式はかり

実施区域	電気式はかり				
	検査日数	検査戸数	検査個数	不合格数	同左率 (%)
行田市	10.5	80	132	3	2.3
加須市	16.0	121	206	2	1.0
本庄市	14.0	109	184	1	0.5
羽生市	8.5	63	109	2	1.8
鴻巣市	15.5	119	200	1	0.5
深谷市	21.0	167	271	3	1.1
上尾市	24.0	147	301	3	1.0
桶川市	6.5	54	84	0	0.0
久喜市	23.5	140	302	1	0.3
北本市	11.5	69	140	2	1.4
八潮市	13.5	74	158	2	1.3
三郷市	21.5	152	272	8	2.9
蓮田市	8.5	63	107	2	1.9
幸手市	8.5	60	111	0	0.0
吉川市	11.0	54	143	1	0.7
白岡市	5.5	34	70	0	0.0
その他	0	0	0	0	-
市部計	219.5	1,506	2,790	31	1.1
伊奈町	6.5	50	80	1	1.3
美里町	2.0	20	23	0	0.0
神川町	4.0	18	49	0	0.0
上里町	4.0	30	49	0	0.0
寄居町	4.0	39	53	0	0.0
宮代町	3.5	31	46	0	0.0
杉戸町	6.0	34	78	0	0.0
松伏町	2.5	16	30	0	0.0
その他	0	0	0	0	-
町村部計	32.5	238	408	1	0.2
合計	252.0	1,744	3,198	32	1.0

（イ）　中型はかり

実施区域	中型はかり																																	
	検査日数	検査戸数	はかり																															
			指示はかり		手動指示併用はかり		その他の指示はかり		手動天びん		等比皿手動はかり		棒はかり		その他の手動はかり		電気式はかり		小計			分銅		分銅類 定量増おもり		定量おもり		小計			合計		
			検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	同左率(%)	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	同左率(%)	検査個数	不合格数	同左率(%)
行田市	6.8	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	93	7	96	7	7.3	0	0	17	0	0	0	17	0	0.0	113	7	6.2
加須市	10.0	82	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	248	12	254	12	4.7	0	0	36	0	0	0	36	0	0.0	290	12	4.1
本庄市	5.5	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	108	2	110	3	2.7	0	0	12	0	0	0	12	0	0.0	122	3	2.5
羽生市	4.0	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	99	5	100	5	5.0	0	0	6	0	0	0	6	0	0.0	106	5	4.7
鴻巣市	9.3	71	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	196	7	199	7	3.5	0	0	19	0	0	0	19	0	0.0	218	7	3.2
深谷市	10.7	54	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	238	5	276	5	1.8	0	0	55	0	0	0	55	0	0.0	331	5	1.5
上尾市	7.0	52	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	98	4	100	4	4.0	0	0	13	0	0	0	13	0	0.0	113	4	3.5
桶川市	1.4	11	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	3	18	3	16.7	0	0	0	0	0	0	0	0	−	18	3	16.7
久喜市	6.9	45	10	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	37	0	214	8	262	8	3.1	13	0	201	0	0	0	214	0	0.0	476	8	1.7
北本市	0.7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	−	11	0	0.0
八潮市	7.5	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	149	3	159	3	1.9	0	0	51	0	0	0	51	0	0.0	210	3	1.4
三郷市	5.4	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	65	3	65	3	4.6	0	0	0	0	0	0	0	0	−	65	3	4.6
蓮田市	2.0	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	89	3	89	3	3.4	0	0	0	0	0	0	0	0	−	89	3	3.4
幸手市	2.9	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0	71	2	89	2	2.2	0	0	115	0	0	0	115	0	0.0	204	2	1.0
吉川市	3.9	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64	1	64	1	1.6	0	0	0	0	0	0	0	0	−	64	1	1.6
白岡市	2.1	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	31	1	33	1	3.0	0	0	13	0	0	0	13	0	0.0	46	1	2.2
市部計	86.1	601	41	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	92	1	1791	66	1925	67	3.5	13	0	538	0	0	0	551	0	0.0	2,476	67	2.7
伊奈町	4.0	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74	1	74	1	1.4	0	0	0	0	0	0	0	0	−	74	1	1.4
美里町	2.0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	68	1	70	1	1.4	0	0	10	0	0	0	10	0	0.0	80	1	1.3
神川町	1.1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	12	0	13	0	0.0	0	0	6	0	0	0	6	0	0.0	19	0	0.0
上里町	1.7	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	23	5	24	5	20.8	0	0	6	0	0	0	6	0	0.0	30	5	16.7
寄居町	2.9	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64	1	64	1	1.6	0	0	0	0	0	0	0	0	−	64	1	1.6
宮代町	0.7	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	8	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	−	8	0	0.0
杉戸町	1.2	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	1	14	1	7.1	0	0	0	0	0	0	0	0	−	14	1	7.1
松伏町	1.2	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	45	1	46	1	2.2	0	0	6	0	0	0	6	0	0.0	52	1	1.9
町村部計	14.8	83	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	308	10	313	10	3.2	0	0	28	0	0	0	28	0	0.0	341	10	2.9
合計	100.9	684	41	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	97	1	2,099	76	2,238	77	3.4	13	0	566	0	0	0	579	0	0.0	2,817	77	2.7

（ウ）大型はかり

実施区域	大型はかり（一般）								合計		
	検査日数	検査戸数	電気式はかり		その他の手動はかり		その他の指示はかり				
			検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	同左率(%)
行田市	2.5	4	4	0	0	0	0	0	4	0	0.0
加須市	2.5	4	4	0	0	0	0	0	4	0	0.0
本庄市	1.0	2	2	1	0	0	0	0	2	1	50.0
羽生市	0.5	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0.0
鴻巣市	0.5	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0.0
深谷市	2.5	4	5	1	0	0	0	0	5	1	20.0
上尾市	3.5	4	7	0	1	0	0	0	8	0	0.0
桶川市	0.5	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0.0
久喜市	1.5	3	3	0	0	0	0	0	3	0	0.0
北本市	0.5	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0.0
八潮市	2.5	5	5	0	0	0	0	0	5	0	0.0
三郷市	1.5	3	3	0	0	0	0	0	3	0	0.0
幸手市	1.0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0.0
吉川市	1.0	2	2	0	0	0	0	0	2	0	0.0
白岡市	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
市部計	21.5	36	40	2	1	0	0	0	41	2	4.9
伊奈町	1.0	2	2	0	0	0	0	0	2	0	0.0
上里町	0.5	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0.0
杉戸町	1.0	2	1	0	1	0	0	0	2	0	0.0
町村部計	2.5	5	4	0	1	0	0	0	5	0	0.0
合計	24.0	41	44	2	2	0	0	0	46	2	4.3

（４）定期検査の年度別推移

ア　県による検査

区分＼年度		定期検査の推移			
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
検査手数料（円）		2,844,170	1,587,580	1,659,040	1,410,160
検査戸数		2,574	1,871	1,976	1,655
検査日数		146	86	90	86
検査個数		5,408	4,168	4,209	3,525
検査方法別内訳	集合検査	4,238	3,822	3,527	3,145
	巡回検査	635	328	509	258
	巡回検査電気	535	18	173	122
機種別内訳	分銅・おもり	1,857	1,658	1,544	1,346
	指示はかり	2,662	2,164	2,356	1,875
	等比皿手動はかり	10	7	9	5
	棒はかり	17	9	12	6
	手動天びん	0	0	0	0
	その他の手動はかり	304	286	256	231
	電気式はかり	558	44	32	62
	皮革面積計	0	0	0	0
不合格数		23	15	8	7
不合格率（%）		0.4	0.4	0.2	0.2

※指示はかりには手動指示併用はかり・その他の指示はかり含む。

イ　指定定期検査機関による検査

区分＼年度		定期検査の推移			
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
検査手数料（円）		10,232,320	12,422,470	11,658,750	11,757,190
検査戸数		2,074	2,401	2,467	2,469
検査日数		339.0	381.0	388.2	376.9
検査個数		4,558	6,098	5,238	6,061
検査方法別内訳	電気式はかり	3,457	3,080	3,593	3,198
	中型はかり	1,046	2,948	1,587	2,817
	大型はかり	55	70	58	46
機種別内訳	分銅・おもり	122	687	125	579
	指示はかり	11	39	12	41
	等比皿手動はかり	0	1	0	1
	棒はかり	0	0	0	0
	手動天びん	0	0	0	0
	その他の手動はかり	22	117	21	99
	電気式はかり	4,403	5,254	5,080	5,341
不合格数		50	130	109	111
不合格率（%）		1.2	1.1	2.1	1.8

注１　定期検査対象地域

◎　県内の特定市を除く市町村をA地区(西部地域)、B地区(東部地域)に分け、隔年に検査を実施している

○令和４年度

A地区　１６市、入間郡、比企郡及び秩父郡

○令和５年度

B地区　１６市、北足立郡、児玉郡、大里郡、北埼玉郡、南埼玉郡及び北葛飾郡

○令和６年度

A地区　１６市、入間郡、比企郡及び秩父郡

○令和７年度

B地区　１６市、北足立郡、児玉郡、大里郡、北埼玉郡、南埼玉郡及び北葛飾郡

◎　特定市

さいたま市、川越市、越谷市、川口市、熊谷市、所沢市、春日部市、草加市

注２　電気式はかり及び大型はかりは、平成14年度から(一社)埼玉県計量協会を指定定期検査機関に指定し、検査業務を委託して実施している。

注３　中型はかり は、平成15年度から(一社)埼玉県計量協会を指定定期検査機関に指定し、検査業務を委託して実施している。

3　　計量証明検査

計量証明に使用する特定計量器のうち、非自動はかりについては２年に１回､その他の特定計量器については３年に１回の検査が義務づけられている。（法第116条）

県内には、質量の計量証明事業が２１１事業所、濃度の計量証明事業が５４事業所、特定濃度の計量証明事業が３事業所､音圧レベルの計量証明事業が２６事業所、振動加速度レベルの計量証明事業が２４事業所ある。

使用する特定計量器は、大型はかり（トラックスケール)、ガラス電極式水素イオン濃度指示計、振動レベル計、騒音計等である。

令和７年度は、下記検査総括表の特定計量器について検査を実施した。

なお、大型はかり（トラックスケール)は、(一社)埼玉県計量協会を指定計量証明検査機関に指定し検査業務を委託して実施した。

また、騒音計及びガラス電極式水素イオン濃度指示計、振動レベル計については、平成９年度より代検査（ＪＱＡ）で実施している。

○　検査済証印

㊨　2025.4

添え数字は、実施年月を表す。

○　計量証明検査を受けるべき期間

特定計量器	計量証明検査を受けるべき期間
１．非自動はかり、分銅及びおもり	2　年
２．騒音計	3　年
３．振動レベル計	3　年
４．濃度計（ガラス電極式水素イオン濃度検出器及び酒精度浮きひょうを除く）	3　年

（１）検査総括表

指定計量証明検査機関による検査

区分	計量器	検査日数	検査戸数	検査個数	不合格数	不合格率(%)	手数料（円）
質量の計量証明	大型はかり(トラックスケール)	10.0	16	18	0	0.0	734,800

（２） 検査集計表(指定計量証明検査機関による検査)

実施地区	検査日数	検査戸数	大型はかり 電気式 検査個数	大型はかり 電気式 不合格数	大型はかり その他の手動はかり 検査個数	大型はかり その他の手動はかり 不合格数	大型はかり その他の指示はかり 検査個数	大型はかり その他の指示はかり 不合格数	合計 検査個数	合計 不合格数	合計 同左率(%)
さいたま市	2.5	4	4	0					4	0	0.0
川口市	1.0	2	1	0	1	0			2	0	0.0
東松山市	1.0	1			1	0			1	0	0.0
上尾市	0.5	1	1	0					1	0	0.0
戸田市	2.0	3	5	0					5	0	0.0
新座市	0.5	1	1	0					1	0	0.0
八潮市	0.5	1	1	0					1	0	0.0
吉川市	0.5	1	1	0					1	0	0.0
白岡市	1.0	1	1	0					1	0	0.0
市部計	9.5	15	15	0	2	0	0	0	17	0	0.0
三芳町	0.5	1	1	0					1	0	0.0
町村部計	0.5	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0.0
合計	10.0	16	16	0	2	0	0	0	18	0	0.0

（３） 検査年度別推移

指定計量証明検査機関による検査

区分＼年度	計量証明検査の推移			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
検査手数料（円）	1,149,000	1,118,500	957,800	734,800
検査戸数	23	22	20	16
検査日数	13.5	12	11.5	10
検査個数	24	25	21	18
種類別検査個数内訳 大型はかり（トラックスケール）	24	25	21	18
不合格数	2	1	1	0
不合格率（％）	8.3	4.0	4.8	0.0

4　計量士による代検査及び適正計量管理事業所における検査

計量士による代検査を受けたはかりは、県が実施する定期検査又は計量証明検査を免除される。（法第25条、第120条）

適正計量管理事業所は、使用する特定計量器について所属の計量士が検査を行っている。（法第19条第2項）

○　代検査合格シール（例）



○　代検査不適合シール（例）



シール上欄の'25は実施年の末尾の数、
年月の欄に実施年月を記入

（１）代検査統括表

項目			検査戸数	検査個数
定期検査に代わる計量士による検査（法第25条）	小型はかり	一般店舗及び工業用	657	6,980
	大型はかり	一般事業所	251	278
	小計		908	7,258
計量証明検査に代わる計量士による検査（法第120条）	大型はかり	計量証明事業所（トラックスケール）	89	94
	環境計量器	騒音計	14	34
		ガラス電極式水素イオン濃度指示計	16	32
		振動レベル計	12	27
		大気濃度計	9	23
	小計		140	210
合計			1,048	7,468

（注）　分銅類は、検査個数に含む。

(2)　代検査集計表
ア　定期検査に代わる計量士による検査

実施区域	小型はかり（埼玉県計量協会流通部会、一般店舗、及び工業用）																					大型はかり（一般）									合計			
	検査戸数	指示はかり		手動指示併用はかり		その他の指示はかり		手動天びん		等比皿手動はかり		その他の手動はかり		電気式はかり		分銅		定量増おもり		小計		検査戸数	電気式はかり		その他の手動はかり		その他の指示はかり		小計		検査戸数	検査個数	不適合数	同左率（%）
		検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数		検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数				
行田市	17	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	1	98	1	0	0	36	0	154	2	9	9	0	0	0	0	0	9	0	26	163	2	1.2
加須市	40	43	0	2	0	0	0	0	0	0	0	3	0	724	3	6	0	18	0	796	3	19	21	0	0	0	0	0	21	0	59	817	3	0.4
本庄市	36	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	211	0	0	0	48	0	299	0	17	18	0	0	0	0	0	18	0	53	317	0	0.0
羽生市	28	21	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	229	1	0	0	5	0	257	1	10	11	0	0	0	0	0	11	0	38	268	1	0.4
鴻巣市	26	27	0	0	0	0	0	0	0	1	0	11	0	116	1	13	0	54	0	222	1	3	3	0	0	0	0	0	3	0	29	225	1	0.4
深谷市	56	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	672	6	0	0	17	0	730	6	27	33	0	0	0	0	0	33	0	83	763	6	0.8
上尾市	37	28	0	2	0	0	0	0	0	0	0	21	1	232	1	10	0	80	0	373	2	3	3	0	0	0	0	0	3	0	40	376	2	0.5
桶川市	31	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	199	2	0	0	93	0	341	2	5	6	0	0	0	0	0	6	0	36	347	2	0.6
久喜市	87	58	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	608	5	0	0	55	0	731	5	18	19	0	0	0	0	0	19	0	105	750	5	0.7
北本市	34	75	1	1	0	0	0	0	0	0	0	9	0	221	0	0	0	46	0	352	1	6	6	0	0	0	0	0	6	0	40	358	1	0.3
八潮市	28	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	0	135	0	0	0	113	0	279	0	19	20	0	0	0	0	0	20	0	47	299	0	0.0
三郷市	39	44	0	1	0	0	0	1	0	0	0	9	0	407	3	18	0	56	0	536	3	15	17	0	0	0	0	0	17	0	54	553	3	0.5
蓮田市	13	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	81	0	0	0	0	0	100	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	14	101	0	0.0
幸手市	15	17	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	103	0	0	0	12	0	135	0	5	5	0	0	0	0	0	5	0	20	140	0	0.0
吉川市	7	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	99	1	0	0	0	0	103	1	7	8	0	0	0	0	0	8	0	14	111	1	0.9
白岡市	11	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	0	0	0	0	0	54	0	11	11	0	0	0	0	0	11	0	22	65	0	0.0
その他	42	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	552	3	0	0	6	0	614	3	25	30	0	0	0	0	0	30	0	67	644	3	0.5
市部計	547	513	1	7	0	1	0	1	0	1	0	130	2	4,737	27	47	0	639	0	6,076	30	200	221	0	0	0	0	0	221	0	747	6,297	30	0.5
伊奈町	10	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	103	1	0	0	18	0	139	1	6	6	0	0	0	0	0	6	0	16	145	1	0.7
美里町	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42	0	0	0	0	0	42	0	3	3	0	0	0	0	0	3	0	7	45	0	0.0
神川町	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	0	0	0	0	0	39	0	8	8	0	0	0	0	0	8	0	15	47	0	0.0
上里町	17	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	115	0	0	0	0	0	123	0	6	6	0	0	0	0	0	6	0	23	129	0	0.0
寄居町	11	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	82	0	0	0	0	0	88	1	12	16	0	0	0	0	0	16	0	23	104	1	1.0
宮代町	13	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43	2	0	0	0	0	50	2	1	1	0	0	0	0	0	1	0	14	51	2	3.9
杉戸町	19	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	87	4	0	0	5	0	127	4	5	5	0	0	0	0	0	5	0	24	132	4	3.0
松伏町	8	19	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	53	1	0	0	6	0	79	2	2	2	0	0	0	0	0	2	0	10	81	2	2.5
その他	21	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	214	7	0	0	0	0	217	7	8	10	0	0	0	0	0	10	0	29	227	7	3.1
町村部計	110	93	2	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	777	15	0	0	29	0	904	17	51	57	0	0	0	0	0	57	0	161	961	17	1.8
合計	657	606	3	7	0	1	0	1	0	1	0	135	2	5,514	42	47	0	668	0	6,980	47	251	278	0	0	0	0	0	278	0	908	7,258	47	0.6

注 1　実施区域で「その他」とは、検査該当年以外の周期に受検した市又は町村の区域の受検者を表す。

イ　計量証明検査に代わる計量士による検査

実施地区	検査戸数	大型はかり						合計		
		電気式		その他の手動はかり		その他の指示はかり				
		検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	同左率(%)
さいたま市	8	8	0	0	0	0	0	8	0	0.0
川越市	3	3	0	0	0	0	0	3	0	0.0
越谷市	4	6	0	0	0	0	0	6	0	0.0
熊谷市	4	4	0	0	0	0	0	4	0	0.0
川口市	9	10	0	0	0	0	0	10	0	0.0
春日部市	3	3	0	0	0	0	0	3	0	0.0
行田市	2	2	0	0	0	0	0	2	0	0.0
飯能市	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0.0
加須市	5	5	0	0	0	0	0	5	0	0.0
本庄市	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0.0
東松山市	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0.0
狭山市	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0.0
羽生市	2	2	0	0	0	0	0	2	0	0.0
鴻巣市	1	2	0	0	0	0	0	2	0	0.0
深谷市	5	5	0	0	0	0	0	5	0	0.0
上尾市	2	2	0	0	0	0	0	2	0	0.0
戸田市	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0.0
朝霞市	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0.0
桶川市	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0.0
久喜市	10	11	0	0	0	0	0	11	0	0.0
北本市	2	2	0	0	0	0	0	2	0	0.0
八潮市	3	3	0	0	0	0	0	3	0	0.0
三郷市	2	2	0	0	0	0	0	2	0	0.0
蓮田市	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0.0
幸手市	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0.0
日高市	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0.0
吉川市	2	2	0	0	0	0	0	2	0	0.0
市部計	77	82	0	0	0	0	0	82	0	0.0
伊奈町	2	2	0	0	0	0	0	2	0	0.0
嵐山町	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0.0
吉見町	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0.0
川島町	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0.0
神川町	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0.0
上里町	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0.0
寄居町	2	2	0	0	0	0	0	2	0	0.0
松伏町	3	3	0	0	0	0	0	3	0	0.0
町村部計	12	12	0	0	0	0	0	12	0	0.0
合計	89	94	0	0	0	0	0	94	0	0.0

(3)　適正計量管理事業所の検査集計表

項目		検査戸数	検査個数	不合格数	不合格率（%）
知事指定	機械式	484	161	3	1.9
	電気式		1,833	16	0.9

（注）　分銅類は、検査個数に含む。

(4)　代検査及び適正計量管理事業所の検査の年度別推移

項目＼年度				令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
検査戸数内訳	定期検査に代わる検査			711	734	685	908
	計量証明検査に代わる検査			115	97	95	119
	適正計量管理事業所の検査			644	641	641	484
	小計			1,470	1,472	1,421	1,511
種類別検査個数内訳	定期検査に代わる検査	電気式はかり（小型）		3,835	4,919	3,759	5,514
		電気式以外の小型はかり※		983	1,662	1,059	1,466
		大型はかり		262	245	244	278
		小計		5,080	6,826	5,062	7,258
	計量証明検査に代わる検査	大型はかり		88	83	77	94
		環境計量器		101	57	75	116
		小計		189	140	152	210
	適正計量管理事業所		機械式	173	154	156	161
			電気式	1,995	1,878	1,931	1,833
			小計	2,168	2,032	2,087	1,994
	合計			7,437	8,998	7,301	9,462
不適合数				54	80	17	68
不適合率（%）				0.7	0.9	0.2	0.7

※分銅類を含む。

５　立入検査

立入検査は、計量法の施行に必要な限度において登録・届出等の事業者または取引・証明における計量をする者の事業所・営業所・店舗等に対して実施する。法で定められた事項の遵守状況を検査し、必要な場合には量目表記の抹消・改善指導・勧告等を行い、適正な計量の実施が確保されるよう計画的に実施した。

具体的には、商品を計量販売している事業者（スーパー・デパート等）、検定有効期間付き計量器を取引・証明に使用している事業者（燃料油・ガス販売店等）、計量法に基づいた登録・届出・指定事業者（計量証明事業者、製造・修理事業者等）などを対象に実施した。

(1) 商品量目立入検査（食品小売店舗）

スーパー・デパート等の食品販売事業者に対し、店舗等において詰込・計量され販売している商品の内容量や、計量器の取扱状況について検査した。

検査において、量目（内容量）が不足している商品があった場合、再計量や改善を指導するとともに、量目不足商品がゼロになるまで立入検査を繰り返し、正確計量の実施の確保に取り組んだ。

実施期間及び事業所の検査状況

	実施期間 (延日数)	立入 事業所数	延立入 事業所数	改善報告 書の指示	量目不足ゼロの事業所
前　期	－	－	－	－	－
後　期	10月7日 ～ 1月9日 (延14日)	20	27	8	19
合　計	(延14日)	20	27	8	19

商品の量目検査成績

	商品区分	検査件数	超過件数	正量件数	不足件数
前　期	面前計量商品	－	－	－	－
後　期	面前計量商品	552	0	530	22
合　計		552	0	530	22

取引用計量器の使用状況（初回検査のみで再立入は除く。）

	使用 計量器	不適正 計量器	不適正内容内訳（重複あり）		
			定期検査 未受検	検定証印 等なし	水平状態 不良ほか
前　期	－	－	－	－	－
後　期	115	3	2	0	1
合　計	115	3	2	0	1

(2) 質量計の立入検査

特定計量器(質量計)の不適切な使用を防止し、適正な計量の実施を確保するため立入検査を実施した。

検査日数及び事業所の検査状況

	検査日数	立入事業所	不適正事業所	使用計量器	不適正計量器	検査実施	不使用計量器
検定証印等及び使用実態不明事業所	1	1	0	15	0	0	0
大型はかりの定期検査及び代検査未実施事業所	2	2	0	0	0	0	0
合　計	3	3	0	15	0	0	0

(3) 検定有効期間付き計量器の立入検査

取引や証明に用いられている検定有効期間付き特定計量器の使用者（供給事業者等）を対象に計量器の管理状況や計量器の確認検査等を行った。

実施期間及び事業所の検査結果

		実施期間(日数)	立入事業所	不適正事業所	検査計量器	不適正計量器	不適正率(%)
燃料油メーター		8月21日 ～ 3月27日(17日)	78	24	714	56	7.84
ガスメーター	戸別	4月24日 ～ 6月5日(11日)	20	0	12,713	0	0.00
水道メーター		1月20日 ～ 2月3日(5日)	5	0	137,332	0	0.00
合　計		33日	103	24	150,759	56	0.04

(4) ガスメーター書類帳簿検査

化学保安課と合同によるガスメーター書類帳簿検査

実施期間及び事業所の検査結果

	実施期間(日数)	帳簿検査事業所	不適正事業所	検査計量器	不適正計量器	不適正率(%)
ガスメーター	7月30日～8月29日(7日)	79	0	32,066	0	0.00

(5) 登録事業者等の立入検査

計量関係事業者に対して、遵守事項が適正に実施されているかを検査した。

実施期間及び事業所の検査結果

計量関係事業者		検査期間(日数)	立　入 事業所	不適正 事業所	備考
計量証明事業者	質量	6月10日～ 7月23日 (16日)	25	0	質量、濃度、音圧レベル、 振動加速度レベル
	環境	5月21日 ～ 2月18日 (10日)	10	3	
届出事業者	製造	12月2日 ～ 1月16日 (6日)	10	0	自動はかり
	修理		0	0	
適正計量管理事業者		2月20日 ～ 3月19日 (4日)	4	0	流通業
指定製造事業者		10月28日～ 12月5日 (3日)	3	0	質量計、血圧計
合　　計		39日	52	3	

6　登録及び届出

(1) 計量士の登録

計量器の検査及び計量管理を適正に行うために必要な知識経験を有する者を計量士として、経済産業大臣（法第122条）が登録するものであり、計量士の登録申請に当たり必要な実務経験の内容等について調査を実施した。

○調査件数

区分	調査人数	調査日数
一般計量士	5名	5日間
環境計量士	3名	3日間

○処理件数

区　分	新規登録	登録証 の訂正	登録証の 再交付	計	登録者 累計数	備　　考
一般計量士	7	0	0	7	390	本県を経由し登録 申請等を行った者
環境計量士	11	0	0	11	1081	
計	18	0	0	18	1,471	

(2) 計量関係事業者の登録及び届出

ア　特定計量器の製造を行おうとする者は経済産業大臣（法第 40 条）、修理・販売の事業を行おうとする者は都道府県知事（法第 46 条、法第 51 条）に届け出なければならない。

イ　計量証明の事業を行おうとする者は都道府県知事（法第 107 条）の登録を受けなければならない。

ウ　指定製造事業者の指定を受けようとする届出製造事業者は、経済産業大臣に申請書を提出しなければならない。

エ　登録、届出及び指定を受けている者は、変更事項が生じた場合は届け出なければならない。

○調査件数

区　分		新　規 （件数）	変更・訂正 （件数）	連絡書 （件数）	調査 事業所数	備考
製　造　事　業		1	0	0	1	事業所移転、登録及び設備等の変更等について、現地調査及び指導を実施した。 7 日間、7 事業所
修　理　事　業		5	1		3	
計量証明事業	質 量	1	0		1	
	環 境	1	3		2	
合　計		8	4	0	7	

○処理件数

区　分		届出	新規 登録	指定	登録証		変更	連絡書	謄本		廃止	計
					訂正	再交付			交付	閲覧		
特定計量器	製造事業	1(1)					13(0)	8(0)			1	23(1)
	修理事業	5(2)					24(1)				5	34(3)
	販売事業	11					36				1	48
	譲渡等制限輸出届	11										11
計量証明事業			2(2)		5(1)	0	109		42	0	3	161(3)
指定製造事業者				0			3				0	3
計		28(3)	2(2)	0	5(1)	0	185(1)	8(0)	42	0	10	280(7)

※1（　）は調査を実施した事業所数。複数区分事業所があるため合計が必ずしも一致しない。

※2 謄本の交付は「交付部数」、閲覧は「閲覧件数」である。

(3) 質量標準管理マニュアルの届出

実用基準分銅を検査等に使用する者は、実用基準分銅の管理、校正の方法等を記載したマニュアルを作成し、届け出なければならない。（車両等の校正を含む。）

届出者	届　出	変更届	計
計　量　士	6	0	6
製造・修理事業者	1	5	6
適正計量管理事業所	0	1	1
指定検査機関	0	2	2
計	7	8	15

7　適正計量管理事業所の指定等

計量器を使用している工場、事業所、デパート等で、計量管理を職務とする計量士を置き、適正な計量管理を実施している者を適正計量管理事業所として指定した。

指定に当たっては、申請事業所等における計量管理の方法（計量器の検査等）が基準に適合しているかどうか検査を行った。

	新規	検査	変更	廃止	計
処理件数	0	0	23	3	26

8　計量相談等

県民及び他県等からの計量に関する相談及び依頼調査に対応するため、必要に応じて相談等に基づく立入検査を実施した。

区　分	相談件数	相談等に基づく立入検査			不適正	
		調査日数	調査戸数	検査個数	戸数	個数
商品量目等	13	0	0	0	0	0
特定計量器全般	3	2	2	3	0	0
水道メーター（依頼検査）	2	2	2	2	0	0
計量証明・その他	4	0	0		0	
計	22	4	4	5	0	0

※水道メーター（依頼検査）について、表中の立入検査を依頼検査、調査日数を検査日数、調査戸数を検査戸数とする。

9　計量思想の普及・啓発事業

計量思想の普及と適正な計量の確保を図るため、国・県の関係機関、市町村及び関係団体と協力して次の事業を行った。

(1) イベント等の開催

名　称	開催期日	内　容
親子計量教室	①パルシステム埼玉ぱる★てらす 4階会議室 8月7日(木) ②パークシティ大宮 自治会会議室 8月26日(水)	・ビデオ上映 ・はかりの工作 ・内容量の検査 ・各種はかりの操作体験 （参加者数　計12組27名）
県民計量のひろば	11月1日(土)	・パネル、計量器の展示 （入場者数　約980名）

(2) 計量強調月間

名　称	期　間	内　容
計量強調月間ポスターの配布	10月上～中旬	・県内５５市町村にポスターの配布
懸垂幕の掲示	11月	・計量検定所庁舎に掲示 「計量で創る未来と豊かな暮らし」

１０　会議・講習会等

(1) 定期検査に係る事前調査説明会

定期検査対象市町村の担当者と事前調査等についてリモートにて打ち合わせを行った。

期日　：　令和７年４月 25 日（金）　　出席者　：　B 地区（9 市 3 町）

(2) 埼玉県・特定市計量行政連絡協議会

・代表者会議

県及び特定市の代表者が令和７年度事業計画の協議及び提案議題の審議を行った。

○期　日　　令和７年４月 23 日（水）

○場　所　　計量検定所

○出席者　　さいたま市、川越市、越谷市、川口市、熊谷市、所沢市、春日部市、草加市
上尾市、入間市、久喜市、一般社団法人埼玉県計量協会（オブザーバー）

・専門部会

県及び特定市の担当者が提案議題等の審議を行った。

○期　日　　令和８年１月 23 日（金）

○場　所　　越谷市役所エントランス棟３階 会議室 3-1

○当番市　　越谷市

(3) 主任計量者試験

名　　称	回数	合格者数	対　象　者
主任計量者試験	2 回	32 人	質量の計量証明事業者の主任計量者になろうとするもの

第３　参考資料

１　検定検査設備等の保有状況

(1) 基準器

種　　類		形　式・能　力	器物番号	個数	有効期間
長さ	基　準　巻　尺	全長 2m（目量：1㎜）	1457 1458	2	5年
	タクシーメーター装置検査用基準器	円周：1m	略	3	4年
		円周：0.5m		1	4年
質量	基準台手動はかり	ひょう量 50 ㎏（目量:20ｇ）	76	1	3年
	特級基準分銅	20 ㎏～1 ㎎	1	31	3年
		20 ㎏～1 ㎎	2	32	3年
		5 ㎏～10ｇ	11	11	3年
	一級基準分銅	20 ㎏～1 ㎎	1	33	5年
		20 ㎏～1 ㎎	3	31	5年
圧力	基準液柱型圧力計	0～400 ㎜Hg（目量：1 ㎜Hg）	5455	1	4年
温度	基準ガラス製温度計	0℃, 34～43℃（目量:0.05℃）	8220	1	5年
			3644	1	5年
		0℃,32～42℃（目量:0.05℃）	6211	1	5年
		0℃,31～37℃（目量:0.05℃）	2117	1	5年
			2118	1	5年
		-2℃～52℃　（目量：0.1℃）	9676	1	5年
体積	基準燃料油メーター	口径 50 ㎜	M40889	1	2年
	液体メーター用基準タンク	水道メーター用 500L	84-1	1	8年
		水道メーター用 50L	84-2	1	8年
		燃料油メーター用 50L	86-1	1	5年
		燃料油メーター用 20.8L	555	1	5年
		燃料油メーター用 10.4L	1063 1064	2	5年
		燃料油メーター用 5.1L	6052 1058	2	5年
	液体タンク用基準タンク	50L（オーバーフロー式）	86-2	1	5年
	基準フラスコ	100 mL	10-3 10-4	2	10年
		200 mL	10-5 10-6	2	10年
		500 mL	10-7 10-8	2	10年
		5L	80 94-2 81	3	10年
		10L	80-1 94-1	2	10年

種　　類		形　式・能　力	器物番号	個数	有効期間
面積	基　準　面　積　板	0.700㎡（円形）	A216	1	3年
密度	液化石油ガス用基準浮ひょう型密度計	0.470～0.570ｇ／cm^3 目量：0.001ｇ／cm^3	0409	1	3年
		0.500～0.650ｇ／cm^3 目量：0.002ｇ／cm^3	2102	1	3年

(2) 主な検定検査用具等

名　　称	形　式・能　力	数量	備　　考
電気式質量比較器	ひょう量：2100㎏　目量：1ｇ	1台	検定室
	ひょう量：64.1㎏　目量：5㎎	1台	質量標準室
	ひょう量：5100ｇ　目量：1㎎	1台	質量標準室
	ひょう量：6.1ｇ　目量：1μｇ	1台	質量標準室
	ひょう量：220ｇ　目量：0.01㎎	1台	質量標準室
	ひょう量：32.1㎏　目量：100㎎	2台	検定室
1級実用基準分銅	20㎏～5㎎	略	
2級実用基準分銅	1000㎏～20㎎	略	
3級実用基準分銅	1000㎏～10㎎	略	
体温計検定装置	恒温槽	2台	体温計室
ボックス型遠心機	体温計用	1台	体温計室
血圧計用検査器	10個口	1台	
走行クレーン	1.5ｔ吊り	1台	検定室
サスペンションシリンダー	大型分銅懸垂用	2台	検定室
軽・ライトバン・ワンボックス	立入検査用 燃料油メーター検定用	2台 3台	
検査車	巡回検査用（3ｔ以下） 集合検査用（250㎏以下）	1台 1台	ユニック車 検査車
握力計 背筋力計	計量思想普及用	3個 1個	量目検査室

2　製造・修理事業届出状況

令和８年３月末現在

事業の区分			製造事業届出数	修理事業届出数
タクシーメーター(製造 2社)(修理 4社)		タクシーメーター	2	6
質量計	第１類	非自動はかりのうち、検出部が電気式のもの	15	15
(製造17社)	第２類	非自動はかりのうち、検出部が電気式以外のもの	12	5
(修理29社)	分銅等	分銅、おもり	9	0
	自重計	自重計	1	17
温度計 (製造 3社) (修理 1社)	ガラス製温度計	ガラス製温度計（体温計を除く）	0	0
	抵抗体温計	抵抗体温計	2	1
体積計	水道メーター第１類	標準流量が5m^3／h以下	0	0
(製造 7社)	水道メーター第２類	標準流量が5m^3／hを超えるもの	0	0
(修理 5社)	自動車等給油メーター	自動車等給油メーター	6	4
	小型車載燃料油メーター	小型車載燃料油メーター	6	4
	大型車載燃料油メーター	大型車載燃料油メーター	4	0
	定置燃料油メーター等	上記燃料油メーター以外のもの	6	0
	液化石油ガスメーター	液化石油ガスメーター	3	1
アネロイド型圧力計	圧力計第１類	ｱﾈﾛｲﾄﾞ型圧力計のうち､検出部が電気式のもの(ｱﾈﾛｲﾄﾞ型血圧計を除く)	4	1
(製造11社) (修理 7社)	圧力計第２類	ｱﾈﾛｲﾄﾞ型圧力計のうち､検出部が電気式以外のもの(ｱﾈﾛｲﾄﾞ型血圧計を除く)	5	3
	血圧計第１類	ｱﾈﾛｲﾄﾞ型血圧計のうち、検出部が電気式のもの	7	4
	血圧計第２類	ｱﾈﾛｲﾄﾞ型血圧計のうち、検出部が電気式以外のもの	3	0
濃度計	濃度計第１類	濃度計（酒精度浮ひょう、ガラス電極式水素イオン濃度検出器及び指示計を除く）	2	3
(製造 6社)	濃度計第２類	ガラス電極式水素イオン濃度検出器	5	2
(修理 2社)	濃度計第３類	ガラス電極式水素イオン濃度指示計	5	2
自動はかり		ホッパースケール	17	4
(製造31社)		充填用自動はかり	14	4
(修理 8社)		コンベヤスケール	12	4
		自動補足式はかり	9	7
		その他の自動はかり	9	5
		合　計	158	92

※　製造事業届出は、従たる事業所（主たる事業所は県外）を含む。

※　複数の事業所及び事業区分を含むため、事業届出数の合計と事業者数（社数）は必ずしも一致しない。

3　特定市等の状況

(1) 計量事務の権限委譲状況

区分			市名	移行時期	摘要
特定市	政令市	地方自治法第252条の19第1項の指定都市	さいたま市	平成15年4月	
	中核市	地方自治法第252条の22第1項の中核市	川越市	平成15年4月	
			越谷市	平成27年4月	
			川口市	平成30年4月	昭和28年特定市の指定
	施行時特例市	地方自治法第252条の26の3第1項の特例市の廃止(H27年度4月1日施行)に伴い、経過措置として施行時特例市に指定	熊谷市	平成21年4月	
			所沢市	平成14年4月	
			春日部市	平成20年4月	
			草加市	平成16年4月	
埼玉県の特例条例（「知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例」第2条別表80項）に基づき、県から市町村に計量事務の一部が権限移譲			上尾市	平成13年4月	
			入間市	平成22年4月	
			久喜市	平成23年4月	

令和８年３月末現在

注）特例条例により市町村が処理する事務

○特定商品を販売する者の監督

1）特定商品の販売事業者に対する勧告、公表、命令

2）特定商品の販売事業者に対する立入検査等

○計量法第15条第1項、第2項、第3項、第147条第1項、第148条第1項、第150条第1項、第2項

(2) 特定市の定期検査の実施対象地域

特定市の管内を２分割し、隔年毎に定期検査を実施している。

	さいたま市	川越市	越谷市	川口市	熊谷市	所沢市	春日部市	草加市
奇数年	Ａ地区 西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区	Ａ地区 本庁管内	東地区	中央・南平・並木地区	Ａ地区	Ｂ地区 西部	Ａ地区	北地区
偶数年	Ｂ地区 中央区、桜区、浦和区、南区、緑区	Ｂ地区 出張所管内	西地区	横曽根・青木・支所地区	Ｂ地区	Ａ地区 東部	Ｂ地区	南地区

４　計量団体

令和８年３月末現在

一般社団法人　埼玉県計量協会

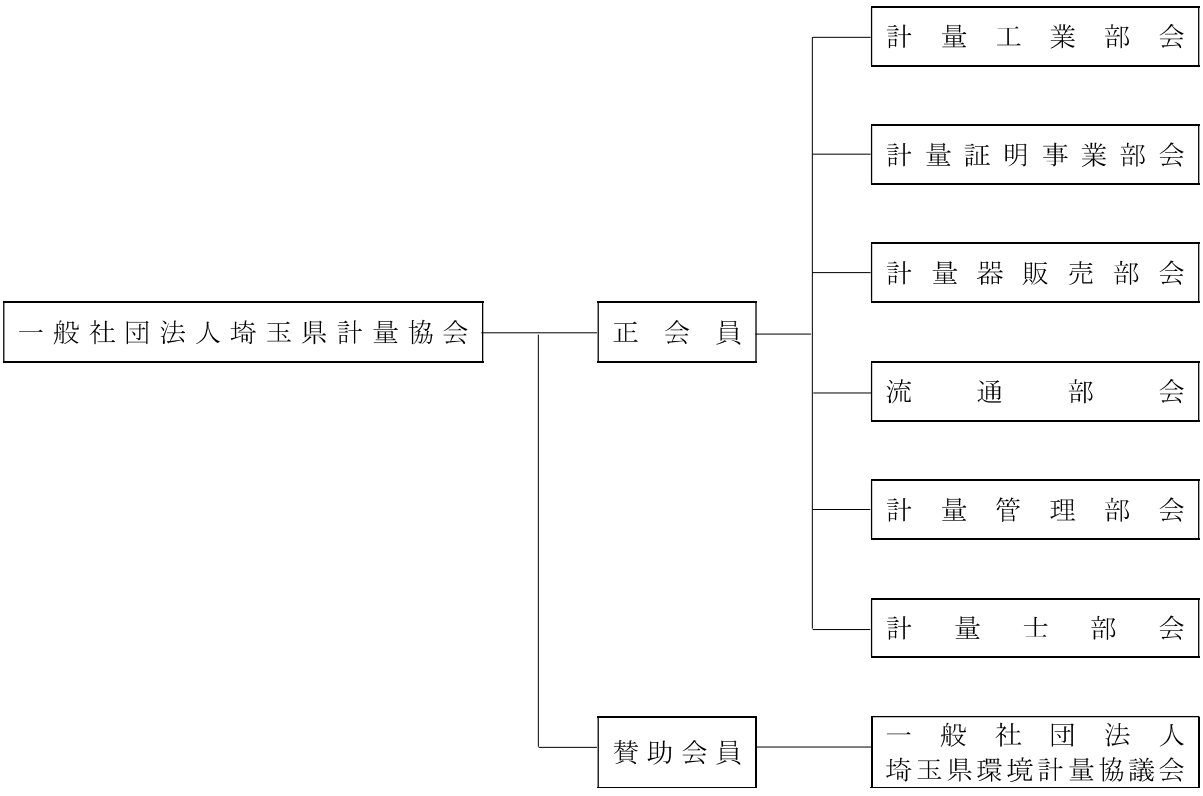
(1) 設立年月日　昭和 27 年 7 月 1 日

(2) 目　　的　県民の正しい計量観念の樹立及び計量思想の普及を図るとともに、計量界全体の親和協調に努め、併せて埼玉県における計量制度の確立を支援することにより、埼玉県の産業経済及び県民生活の発展に寄与する。

(3) 構　　成　県内の計量関係事業者

(4) 会 員 数　２５０名

一般社団法人　埼玉県計量協会　組織図



※　平成１４年度に県から指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関の指定を受け、以後毎年度受託検査を実施している。

平成１５年度以降は、順次特定市からも指定定期検査機関の指定を受け、２０年度は６市の検査を受託した。

平成２１年４月１日から８市の検査を受託した。

平成２５年４月１日から一般社団法人埼玉県計量協会となる。



埼玉県計量検定所

所在地　：　さいたま市北区櫛引町2-254-1
電　話　：　０４８　６５２　２１７１
最寄駅　：　埼玉新都市交通ニューシャトル「鉄道博物館駅」
お願い　：　駐車場の台数が少ないので、なるべく公共交通機関のご利用をお願いします。



埼玉県の愛称

「彩の国（さいのくに）」

この愛称は、四季折々のいろどり豊かな自然に恵まれ、産業、文化、学術など様々な分野で発展する埼玉県を表しています。

令和８年１０月発行

計量業務実績概要（令和７年度事業）

発行　埼玉県計量検定所
〒331-0825
埼玉県さいたま市北区櫛引町2丁目254番地1
電話　048（652）2171（代表）
FAX　048（660）1901
E-mail　m522171@pref.saitama.lg.jp（代表）